

おかげ

No.371 2025 11月号

- 第133回税に関する絵はがきコンクール.....2~3
- 令和8年度税制改正に関する提言.....4~5
- 事業報告.....6~7
- 令和7年度下期分口座振替のお知らせ.....7
- 藤沢税務署からのお知らせ.....8
- 第143回税金よもやま話
- 「生命保険の「落とし穴」と上手な活用術」.....9
- 地域の会員企業紹介.....10
- 医療百話「関節リウマチについて」.....10
- おじゃましました会員訪問
- Vol.060 株式会社ダイヤモンドビルさん.....11



公益社団法人 藤沢法人会

表紙レイアウト：株式会社さんこうどう

第13回

最優秀賞

(一社) 神奈川県法人会連合会へ推薦作品

藤沢税務署長賞



藤沢市立片瀬小学校
荻野 紗帆さん

入賞

藤沢法人会女性部会では、租税教育活動の一環として、小学生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。令和7年度は、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町にある小学校の協力を得て、応募総数 326 作品の中から 15 作品を表彰させていただきました。



藤沢市立湘南台小学校 松本 唯禾さん

藤沢法人会長賞

女性部会長賞

青年部会長賞



藤沢市立大庭小学校
日置 怜菜さん



藤沢市立湘南台小学校
川亦 怜南さん



藤沢市立片瀬小学校
宮本 康祐さん

税に関する絵はがきコンクール

応募総数 326 枚



藤沢市立
村岡小学校
森 優依さん



茅ヶ崎市立
浜之郷小学校
佐藤 颯樹さん



茅ヶ崎市立
浜之郷小学校
松尾 心結さん



藤沢市立
片瀬小学校
安藤 紬葵さん



藤沢市立
片瀬小学校
佐藤 理紗子さん



藤沢市立
片瀬小学校
堀江 優太さん



藤沢市立
片瀬小学校
本田 真優さん



藤沢市立
片瀬小学校
松坂 耀さん



藤沢市立
片瀬小学校
若松 葵さん

入選



藤沢市立
片瀬小学校
松本 世梨さん

選考会の様子



10月2日に藤沢法人会館にて、税に関する絵はがきコンクールの優秀作品選考会を開催しました。

選考メンバーには、相原会長、穴水青年部会長、女性部会役員のほかに、藤沢税務署より前田署長、内門法人担当副署長、川出統括官、三棹上席をお迎えし行いました。

選考にあたり、どの作品も税に関する様々な思いが込められ、選考は難航しましたが最優秀賞をはじめとする15作品を選びました。

税制改正に関する提言

去る9月26日開催の公益財団法人全国法人会総連合の理事会において「令和8年度税制改正に関する提言」が下記のとおり決議された。

《はじめに》

我が国経済を取り巻く環境は急速に変化している。食料やエネルギーなどの国際的な価格高騰を契機にして円安も加わって輸入物価が押し上げられ、国内の消費者物価も年率2%を超える水準で推移している。デフレ期からインフレ期への転換期に突入し、国民生活や産業に大きな影響を与えつつある。日本銀行は昨年3月に異次元の金融緩和を終了し、金融市場は「金利のある世界」に回帰した。今後の物価動向などによってはもう一段の金利上昇も見込まれている中で、米国のトランプ関税の影響もあって日本経済の行方を不透明にしている。

こうした経済環境の変化に伴い、政府・与党の経済・財政運営も見直しを迫られている。国民生活を支える物価高対策は必要だが、これまでのように国民一律に支援するばらまき型ではなく、生活に困っている世帯を対象を限定した上で、手厚く支援する実効的な対策が求められる。そのためには安定した財源の確保に加え、マイナンバーを活用するなどして世帯の所得を正確に把握できるような仕組みの構築も欠かせない。財政健全化に向けて財政規律を回復させることは、安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるための国家的な課題である。自律的な経済成長を促すための新たな戦略が求められている。

しかし、今年7月の参院選において与党は国民1人当たり2万円の給付を打ち出し、野党各党は消費税減税を公約に掲げた。いずれも支援対象を限定せず、国民一律に支援する仕組みである。その財源に関しても税収の上振れ分を充てるとするなど、責任ある財源論は聞かれなかった。特に社会保障の財源に充てる消費税の減税は、高齢化の進展に伴って社会保障給付に対する財政需要が高まっていく中で、物価高対策として適切な政策と言えるのだろうか。消費税減税の代わりに給料から天引きされる社会保険料が高くなれば、企業負担だけでなく、現役世代の負担も重くなる。こうした点からも与野党で税と社会保障を一体的に改革し、国民負担のあり方を改めて考える必要がある。

世界経済に対するトランプ関税の影響は今後、本格化する恐れがあり、日本に与える打撃にも細心の注意が求められる。こうした中で地域経済と雇用の担い手である中小企業の経営環境も厳しさを増しており、税財政上のきめ細かな支援が不可欠である。全国的に人手不足が深刻化する中で、中小企業は物価上昇を上回る高い賃上げを要請されており、優秀な人材を確保する観点からも防衛的な賃上げを迫られている。賃上げ原資を確保するには、適正な価格転嫁など取引慣行の是正は喫緊の課題である。また、円滑な事業承継の実現に向けた政策的な後押しは、地域経済の活性化を促すためにも欠かせない。

《令和8年度税制改正スローガン》

- 社会保障に充てる消費税の減税は慎重な検討が必要。将来世代にツケを回さない仕組み作りを！
- 「金利のある世界」への回帰を踏まえ、金融市場の動揺を招かない財政運営を！
- 企業への過度な社会保険料負担を抑制し、中小企業の活性化に資する税制措置を！
- 本格的な事業承継税制を確立し、地域経済と雇用の担い手の中小企業を守れ！

《税目別の具体的な課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、特に年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業経営に活力を与える観点から、中小企業にも対応が可能なコーポレートガバナンス（企業統治）を高める措置を講じることが条件に、同族会社における役員の業績連動給与についても損金処理を認めるべきである。

(2) 中小企業向け賃上げ促進税制の適用要件緩和

中小企業向け賃上げ促進税制について、経営環境が厳しい中小企業の持続的な賃上げを支援する観点から、適用要件の緩和や制度を拡充すること。

(3) 中小企業の欠損金繰戻還付制度の見直し

米国の相互関税政策の影響は先行き不透明であり、中小企業の資金繰りを支援する観点から、繰戻しできる期間を事業年度開始の日前1年以内から3年以内に見直すとともに、制度を本則化する。

2. 所得税関係

(1) 基幹税としての所得再分配機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などによって空洞化が指摘されている。所得再分配機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

(2) 各種控除制度の見直し

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、基礎控除や給与所

得控除の最低保障額の引き上げ、特定親族特別控除の創設等が行われた。

各種控除は社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要があるが、合計所得金額に応じた基礎控除の上乗せ特例が恒久措置、または時限措置として創設されるなど、控除制度が複雑となり、源泉徴収や年末調整を担う企業の事務負担の増加は確実である。今後も物価の上昇等を踏まえて基礎控除等の額を適時に引き上げることとしているが、企業の事務負担等に配慮した簡素な制度とすべきである。なお、退職所得控除の見直しも検討されているが、老後の生活設計を妨げることに繋がるとともに、特に中小企業の人材確保や労働意欲を高める観点から、控除の縮小は行うべきではない。

(3) 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の基礎控除の見直し

被相続人1人に対する法定相続人の数は減少傾向（平成15年3.40→令和4年2.68）にある。また、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が平成27年の8.0%から令和5年は9.9%と高水準に達していることから、基礎控除のあり方を見直す必要がある。

さらに現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 贈与税の基礎控除の引き上げ

経済の活性化に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げる。なお、教育資金や結婚・子育ての一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、適用状況等を勘案しながら、制度のあり方を見直すべきである。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和7年の全国の公示価格は、全用途平均・住宅地・商業地とも4年連続で上昇し、上昇率が拡大している。都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。

④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。

⑤国土交通省、総務省、国税庁、都道府県がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止することを求める。

なお、廃止されるまでの間は、賃上げにより税負担が増えないよう、従業者割の計算に際しては配慮すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきではない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 印紙税の廃止

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くとともに、事務負担を軽減させる観点からも廃止すべきである。

(2) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(3) 電子申告の促進

国税電子申告（e-Tax）と地方税の電子申告（eLTAX）の利用件数は年々拡大してきているが、制度の一層の利便性向上と、システムの連携または一体化すること等により、さらなる促進を図ること。

(4) 森林環境税の検証

森林環境税は、森林環境譲与税として地方自治体に配分されるが、その配分方法や税が有効に活用されているか等についてしっかり検証することを求める。また、多くの府県でも森林環境の保全等を目的とした個人住民税の超過課税が実施されていることから、目的や使途の違いを住民に分かりやすく説明するとともに、森林環境税と同様に制度の検証を行う必要がある。

法人会の事業

8/20水

参加人数29名

寒川支部ボウリング大会(寒川セントラルボウル)



〈男性〉Aグループ

- 1位 青笹善治氏 〈賛助会員〉
- 2位 長野純二氏 〈三洋興産(有)〉
- 3位 菊田修一氏 〈(株)西湘土木〉

〈男性〉Bグループ

- 1位 片岡保人氏 〈(株)サンエーサンクス〉
- 2位 山本和好氏 〈(株)山本工業〉
- 3位 板垣正直氏 〈(株)青葉〉

〈女性〉Aグループ

- 1位 布川尚子氏 〈(有)ラテラル・テック〉
- 2位 新倉順子氏 〈(株)西湘土木〉
- 3位 梅津京子氏 〈(株)土喜土喜キッチン〉

〈女性〉Bグループ

- 1位 村田恵理子氏 〈村田商事(株)〉
- 2位 関口静江氏 〈関口農園〉
- 3位 小菅典子氏 〈(株)土喜土喜キッチン〉

9/2火

参加人数112名

創立75周年記念式典・祝賀会(湘南鎌倉クリスタルホテル)



藤沢法人会は昭和25年4月1日に設立し、昭和44年に社団法人の認可を受け、平成25年に公益社団法人に移行しました。

本年、創立75周年を迎え、公益社団法人への移行や新法人としての法人会の運営にご尽力いただいた3名の歴代会長に感謝状を贈呈。

また、社会貢献活動として、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町に対し物品等の寄贈をおこないました。



8/26火

参加人数20名

藤沢北東支部ボウリング大会(湘南とうきゅうボウル)



- 1位 白倉雅子氏 〈大同生命保険(株)湘南支社〉
- 2位 神谷忠男氏 〈賛助会員〉
- 3位 長嶋行光氏 〈(株)湘南コーポレーション〉

9/18木

参加人数8名

第19回法人会全国女性フォーラム「北海道大会」に参加



全国法人会総連合が主催する第19回法人会全国女性フォーラム北海道大会が「札幌パークホテル」で開催され、8名の方にご参加いただきました。

記念講演は多数のドラマ等でおなじみの大泉洋氏率いる“TEAM NACS”が所属する(株)クリエイティブオフィスキューで代表取締役を務める伊藤亜由美氏にご登壇いただき、「ストーリーあるプロデューサー～北海道における人づくり・モノづくり・地域づくり～」と題するお話を伺いました。

9/20土

参加人数18名

寒川支部日帰りバス旅行



寒川支部の日帰りバス旅行は東洋のナイアガラとも呼ばれている“吹割の滝”や年間250万人もの観光客が訪れる“道の駅川場田園プラザ”に行きました。

9/27(土) 参加人数24名

第50回藤沢市民まつり (JR藤沢駅コンコース内)



本年で50回を迎えた藤沢市民まつりに参加し、一般来場者へ税に関するパンフレット等を配布しました。

10/2(木) 参加人数27名 10/4(土) 参加人数11名

第12回藤法レディースアカデミー開講式 (藤沢法人会館)



第12回藤法レディースアカデミー開講式では、7月に着任された前田真宏・藤沢税務署長をはじめ、内門伸二・法人担当副署長他幹部の方々のご臨席を賜り開催しました。
前田署長の講話では、“税務署あれこれ”と題し、ご自身の税務行政への携わりや国税の納付手続き、国税庁の取組についてお話しいただきました。

社会貢献運動



神奈川県法人会連合会の事業研修委員会が主催する地域社会貢献運動の海岸清掃が、曇天模様の空の下、小田原の御幸の浜で開催し、県内18の法人会から165名が集まり海岸清掃を行いました。

令和7年度下期分
法人会費口座振替のお知らせ

区分	資本金	月額
正会員	300万円以下	800円
	1,000万円以下	1,300円
	3,000万円以下	1,800円
	5,000万円以下	2,400円
	5,000万円超	3,000円
	特別会員 (同一代表者及びこれに準ずる代表者の法人)	100円
賛助会員	法人会活動に賛同される個人又は個人事業者	500円

口座振替契約の皆さまへ

令和7年度下期分(令和7年10月1日～令和8年3月31日)の会費をご指定の口座から振替させていただきますので、振替日に不足が生じないようご協力をお願いいたします。

尚、領収証につきましては、通帳などの摘要欄の引き落とし表示に代えさせていただきます。
※領収証が必要な場合、事務局までご連絡ください。

■引落日:令和7年11月17日(月)

口座振替契約をされていない皆さまへ

12月上旬に振込用紙を郵送いたします。法人会費の納入は口座振替が便利です!ご協力ください。

お問い合わせは(公社)藤沢法人会 事務局・0466-22-6444

給与支払者向け 所得税の基礎控除 の見直し等に関する説明会の御案内

1 説明会の主な内容等

対象者：給与支払者の方（源泉徴収義務者）

内 容：所得税の基礎控除の見直し（改正）等の概要や源泉徴収事務について

2 日 程

日 時	開 催 場 所	定 員
令和7年 11 月 12 日(水) 10 時 00 分～11 時 30 分	藤沢税務署 地下会議室	各回40名
令和7年 11 月 12 日(水) 14 時 00 分～15 時 30 分		
令和7年 11 月 14 日(金) 10 時 00 分～11 時 30 分		
令和7年 11 月 14 日(金) 14 時 00 分～15 時 30 分		

※ 予約制ではありません。参加される日時に直接開催場所へお越しください。

会場の都合により、来場者が定員を超えた場合には入場を制限させていただきますこととございます。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025kiso/index.htm>

所得税の
基礎控除の見直し等



国税の納付は、簡単・便利なキャッシュレス納付で！

💡 キャッシュレス納付の 3つのメリット！

- ☑ 自宅やオフィスから納付可能！
- ☑ スマホやPCで簡単手続き！
- ☑ 現金管理の効率化！

各納付方法の詳細は、
国税庁ホームページを
ご確認ください。



選べる納付手段

振替納税

振替納税の申込をすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落により納付する方法です。

ダイレクト 納付

ダイレクト納付の申込をすることで、e-Taxから簡単な操作で口座引落により納付する方法です。

インターネット バンキング等

インターネットバンキングまたはATMから納付する方法です。

クレジット カード納付

インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、「国税クレジットカードお支払サイト」から納付受託者に納付を委託する方法です。

スマホアプリ 納付

「国税スマートフォン決済専用サイト」から利用するスマホ決済アプリ(Pay払い)を選択し、納付受託者に納付を委託する方法です。

税金よもやま話

第143回

東京地方税理士会
藤沢支部 税理士
清水 衛



生命保険の“落とし穴”と上手な活用術

経営者の皆さまにとって、生命保険は、死亡や病気、ケガといった万が一の事態に備えるだけでなく、残されたご遺族の生活保障や相続税の納税資金、退職金準備や相続対策など、将来のための資金作りとしても活用されていることと思います。

しかし、その活用方法を少しでも間違えると、思わぬ税金がかかる「落とし穴」に陥ってしまうこともあります。税務の世界は「知らなかった」では済まされないのです。

◆ 法人保険の名義変更 昔の「節税スキーム」はもう使えない！？

かつて、法人で契約した生命保険を個人に名義変更する手法は、合法的な「節税スキーム」として広く利用されていました。解約返戻率の低い時期に名義変更することで、法人側で多額の損失を計上しつつ、個人に資産を移転するという方法です。

しかし、令和3年(2021年)6月の所得税基本通達の改正により、この状況は大きく変わりました。現在では、名義変更時の評価額が見直され、以前のような低い評価額での名義変更は、税務上のメリットが大幅に失われました。

法人向けの生命保険に対する税務上の規制強化は、令和元年(2019年)のパレンタインショックに続き、ホワイトデーの時期に通知されたことから、「ホワイトデーショック」と呼ばれています。もし、このルールを知らずに名義変更を行うと、その評価額が退職金や報酬とみなされ、想定外の課税リスクが発生する可能性があります。特に、令和元年(2019年)7月8日以降に契約した法人保険は、この改正の対象となりますので注意が必要です。

◆ 非課税枠を活かす！生命保険の相続対策

相続対策を考えている方にとって、生命保険は非常に有効な手段です。相続税法には、生命保険金にかかる特別な非課税枠が設けられています。それは、「500万円 × 法定相続人の数」です。

たとえば、法定相続人が3人(配偶者と子2人)の場合、500万円 × 3人 = 1,500万円までが非課税となります。さらに、生命保険金は「受

取人固有の財産」とされ、現金で速やかに受け取れるため、急な納税資金や葬儀費用の確保に役立ちます。

ただし、注意点として、この非課税枠は、受取人が「法定相続人」である場合にのみ適用されます。たとえば、孫を受取人にした場合、この非課税枠は適用されません。生命保険を相続対策に活用する際は、誰を受取人にするかを慎重に検討しましょう。

◆ 賢く資産を承継する「保険料贈与プラン」

近年注目されているのが、親が子に保険料を贈与し、子が自身の名義で保険を契約するという方法です。

このプランには、次のようなメリットがあります。

- ・子自身が契約者となることで、将来の相続財産を圧縮できる
 - ・贈与は年間110万円の非課税枠を利用できる
 - ・万一の際の納税資金にもつなげる
- ただし、このプランを成功させるためには、税務調査で「単なる名義貸し」と判断されないよう、以下の点をしっかり守る必要があります。
- ・贈与契約書を作成する(確定日付があればなお良い)
 - ・贈与税の申告が必要な場合は、きちんと申告する
 - ・贈与者が生命保険料控除を受けないようにする
 - ・贈与されたお金を、子が自分の口座で管理し、その口座から保険料を支払う

◆ 最後に

生命保険は、事業継続、相続対策、退職金準備など、経営者の皆さまにとって、さまざまな目的で活用できる重要な手段です。しかし、税制や通達は常に変わります。「昔はこうだった」という情報で判断すると、思わぬ課税リスクを招く可能性があります。

ご自身の保険契約が最新の税制に対応しているか、また、将来の事業や相続にどう活かせるか。顧問税理士や保険の専門家と連携し、最新のルールに基づいた対策を講じていくことが大切です。

地域の会員企業紹介

鰻の成瀬 茅ヶ崎店 (有限会社エム・ティ・エイ)

業種 飲食業

事業内容 鰻の専門店

当店(鰻の成瀬茅ヶ崎店)はメニューが一新され、より幅広いお客様のご要望を叶えられるようになりました。鰻の種類も並(サツパリとふっくら)、上(風味豊かでジューシー)、特上(国産で旨味が強い)、新たに白焼き(鰻本来の旨味と風味)、お客さまの好みで鰻を召し上がっていただいております。

今回、食欲の秋という事で、ぜひ多くの方々に味わっていただきたく大口のお弁当予約に関しては特別配達サービスを導入する事といたしました。

鰻は栄養価が高く美容健康に良い食材とされており、

当店自慢の鰻重で幸せな時間を提供出来ましたら幸いです。

※配達サービスの注文個数についてはお店にご確認ください。

住所 茅ヶ崎市新栄町7-7

代表者 岡崎 保

電話 0467 (83) 3133 (予約・お問い合わせ)

FAX 0467 (84) 2771

HP <https://gj3w783.gorp.jp/>

メール naruse.chigasakiten@gmail.com



弁護士法人K T G 湘南藤沢法律事務所

業種 弁護士業

事業内容

主な取扱分野

・離婚

離婚協議・調停・訴訟／婚姻費用／財産分与／慰謝料請求／養育費／親権／面会交流／不貞問題／円満調停／公正証書作成

・相続

遺産分割協議・調停／不動産相続・登記問題／遺留分／遺産承継／相続放棄／遺言書

・不動産

売買・賃貸借トラブル／賃料回収／立退き／土地建物明渡し／リフォーム／建築瑕疵

・企業法務

法律顧問／各種書面の作成・チェック／社内規則の整備／債権回収

法律相談料 初回 30 分無料 (以降は 30 分 5,500 円 (税込))

代表者 山口裕哉

電話 0466 (53) 9710

FAX 0466 (53) 9745

HP <https://ktg.jp/shonan/law/>

メール info-shonan@ktg.jp



ホームページ



医療面話

湘南藤沢徳洲会病院

リウマチ・膠原病・アレルギー科 部長

中下 珠緒



「関節リウマチについて」

免疫は、元来細菌やウイルスを認識して排除する働きをもちますが、機能に異常を起こし、自分の体に対して攻撃を仕掛けてしまうことがあります。これを自己免疫疾患と呼び、その代表的なものの一つが関節リウマチ(RA)です。RAは主に手足の指などの小さな関節に生じます。

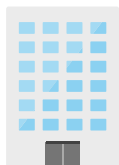
免疫の異常によって、関節の中にある滑膜という組織が増殖して慢性炎症の状態が生じ、やがて軟骨や骨を破壊していく病気です。人口の約0.5~1%にあたる人がこの病気にかかるといわれています。どの年代の

人にも起こりますが、近年、60歳代以上の発症が増加し、高齢発症の関節リウマチが注目されています。通常、女性に多い疾患ですが、高齢発症では男女差が小さくなっています。

約20年前から治療ガイドラインや推奨が作成されたこともあり、治療が大きく変化した結果、薬物治療がうまくいくようになり、寛解と低疾患活動性(寛解に近い状態)が増加しました。関節の痛み・腫れが続く場合は、早めにリウマチ専門医の診察を受けることをお勧めします。

関節リウマチは、関節破壊が高度に生じた結果、以前は寝たきりや車椅子などに日常生活に支障をきたす患者様が多くいらっしゃいましたが、バイオ製剤やJAK阻害薬などの登場により、早期に診断し、適切な治療を開始すれば、寛解^{かんかい}という、病気の進行を抑制できる状態に達成することが可能となりました。

関節リウマチは早期診断が非常に重要であり、当科では関節エコー検査、関節MRI検査なども併用し、早期診断に努めています。



おじゃまりました♪ 会員訪問

vol.060 「株式会社ダイヤモンドビル」さん



▲ダイヤモンドビルの外観と案内板。「藤沢駅南口391地区市街地」の再開発が予定され、今後の行方に関心が寄せられています。

▲藤沢南支部バス旅行。「会員同士、活発に情報交換できる有意義な時間です」。

藤沢市民に長く愛され続けて60年。近く再開発を予定

藤沢駅南口に建つ商業施設「ダイヤモンドビル」は、「個性あふれるテナントがいっぱい」というキャッチコピーが示す通り、「湘南薬品」、中華料理「古久屋」、「スーパーやまか」、「有隣堂ミュージックサロン」、眼科、学習塾など、生活に密着した店舗が並び、多くの人に利用されています。

「株式会社ダイヤモンドビル」は、1966年11月1日に設立。2001年に入社した小林寿美恵さんは、2005年代表取締役役に就任。「当時は、何かを始めようにも、会社の経理状態すら教えてもらえない。そんな男性中心の時代でした」。今後の運営と将来を見据えた時、お客様目線を大切にしたいと考え、まずは管理体制を整えることから始めたと話します。

今では藤沢の顔として、なくてはならない存在のダイヤモンドビルですが、隣り合う「プライムビル」、「フジサワ名店ビル」とともに、建物の老朽化が進み、3棟一体化の再開発が予定されています。「決めなくてはならないことが山積ですが、今後もお客様に愛される存在であり続けたいことに変わりはありません」(小林代表)。

藤沢法人会の女性部会会長として「藤法レディースアカデミー」の開講、全国大会や絵はがきコンクール選考会に参加するなど精力的に活動している小林代表。女性ならではのきめ細かな感性と連携を生かし、地域に密着した活動を展開しています。



これからも
皆さんに役立つ情報を
発信してまいります!



▶「税に関する絵はがきコンクール」選考会の様子。



▲地上8階地下1階建てにテナントがいっぱい。



▲9月「全国女性フォーラム北海道大会」に8名で参加。全国から1600名が集まりました。

株式会社ダイヤモンドビル

神奈川県藤沢市藤沢 2-1-3
 電話 0466-22-7121
 FAX 0466-22-7123

藤沢法人会の福利厚生？

従業員やご家族も使えます！



当法人会が導入している福利厚生制度

葬儀

万一の際、葬儀の基本セットを26.4万円（税込）でご提供。

生前整理 遺品整理

ご家族に代わってお部屋の片付けのお手伝い。

相続手続

不動産・預貯金などの名義変更はお任せください。

不動産売却

「マンション」「空き家」「ワケアリ物件」などの不動産売却でお困りの方はこちら。

ライフサポート 倶楽部

約2,000の様々な優待サービスを特別料金でご利用いただけます。

【ユーザー名:gishiki / パスワード:fujiho8686】 全国儀式サービス



ホームページ

全国
対応



資料に関する
お問い合わせ

株式会社全国儀式サービス営業部

TEL:03-3739-0755 (受付時間10:00~17:00 土日祝休み)